

公 告

下記森林について、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 1 日

四万十市長 山下 元一郎



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

| 整理番号 | 所在・地番 | 林班・小班 | 地目 | 面積 (ha) | 経営管理権の 存続期間 | 備考 |
|-------|--|--|----|---------|---------------------------------------|----|
| 佐田集 1 | 四万十市佐田字上ミ谷山 3169 | 108-7-5 | 山林 | 0.28 | 2026 年 3 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日まで | |
| 佐田集 2 | 四万十市佐田字上ミ谷山 3166、 3167、3170、字フル田山 3060、 3061、2398-2、3062、3063-11 | 108-7-1 108-7-6 175-3-3 175-3-4 175-3-18 175-3-19 175-3-20 | 山林 | 4.29 | 2026 年 3 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日まで | |
| 佐田集 3 | 四万十市佐田字小野山 3131 | 109-3-9 | 山林 | 0.30 | 2026 年 3 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日まで | |
| 佐田集 4 | 四万十市佐田字イノコ山 2947-2 | 175-7-5 | 山林 | 0.56 | 2026 年 3 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日まで | |
| 佐田集 5 | 四万十市佐田字入道山 2948-1、字 山神山 2953 | 175-6-5 175-6-9 | 山林 | 0.65 | 2026 年 3 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日まで | |
| 佐田集 6 | 四万十市佐田字西馬路谷山 2827、 2828、2829、2830、2831、2832 | 176-3-23 176-3-24 | 山林 | 1.34 | 2026 年 3 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日まで | |
| 佐田集 7 | 四万十市佐田字奥中傍爾山 3100 | 109-5-4 | 山林 | 0.64 | 2026 年 3 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日まで | |
| 佐田集 8 | 四万十市佐田字東馬路谷山 2821 | 176-4-10 176-4-11 176-4-12 | 山林 | 0.49 | 2026 年 3 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日まで | |

| 整理番号 | 所在・地番 | 林班・小班 | 地目 | 面積 (ha) | 経営管理権の 存続期間 | 備考 |
|-------|--------------------------------------|--|----|---------|-----------------------------|----|
| 佐田集9 | 四万十市佐田字イノコ山 2947-4、 字東馬路谷山 2825-3 | 175-7-1 175-7-2 175-7-3 176-4-4 | 山林 | 2.17 | 2026年3月1日から 2031年3月31日まで | |
| 佐田集10 | 四万十市佐田字フル田山 3063-8 | 175-3-8 | 山林 | 0.72 | 2026年3月1日から 2031年3月31日まで | |
| 佐田集11 | 四万十市佐田字口入道山 2952、字 ヌタノ 950-1 | 175-6-8 175-8-6 | 山林 | 0.85 | 2026年3月1日から 2031年3月31日まで | |
| 佐田集12 | 四万十市佐田字清水谷山 2875、 2876 | 176-2-5~9 | 山林 | 1.23 | 2026年3月1日から 2031年3月31日まで | |

2 縦覧場所 四万十市農林水産課、四万十市公式ホームページ

3 本公告により、四万十市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

